

## 令和5年度五所川原市社会福祉法人指導監査実施計画

### 1 指導監査の方針

指導監査は、五所川原市社会福祉法人指導監査実施要綱（以下「要綱という。」）に基づき、社会福祉法人（以下「法人」という。）の適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図るため、指導及び助言を行うものである。

### 2 指導監査の指導事項

指導監査は、法人本部の運営管理及び経理事務等を要綱に基づいて行い、次の事項について重点的に指導する。

#### (1) 法人本部の運営適正化の推進

##### ア 理事会、評議員会の適正運営

理事会、評議員会の適正な開催、適正な評議員、役員の選任が行われているか、また議事録が適切に記録されているかを監査する。

##### イ 監事監査の実施状況

理事の職務の執行を監査し、計算関係書類及び事業報告等の監査について必要な手続きが取られているかを確認する。

##### ウ 情報の適切な公表

定款、現況報告書及び報酬の支給基準はインターネットを活用し公表しなければならない。法人の決算情報等について適切に公表しているかを確認する。

#### (2) 経理事務の適正化推進

##### ア 経理規程の遵守

会計基準に基づく適正な会計処理を行うための経理規程の整備状況及び経理規程に基づく経理事務の状況を監査する。

##### イ 適正な契約事務の確保

見積者の選定方法等、契約手続きが経理規程に基づき適正に行われているかを監査する。

##### エ 予算編成の適正化

すべての収入及び支出について予算を編成し、資金収支計算書を作成したうえで、その予算に基づいて事業活動を行っているかを確認する。

### 3 指導監査の実施

#### (1) 対象法人及び実施時期等

別表1のとおり

(2) 指導監査実施通知

法人の代表者に対し、原則として指導監査実施日の一月前までに文書（様式1）により通知する。

(3) 資料の事前提出

指導監査に必要な範囲において、法人と十分な協議のうえで、法人の負担にならないよう配慮し、確認等に必要な書類等の提出を求めるものとする。

(4) 指導監査職員

指導監査は、当該法人を所管する課の職員2名以上で行う。

なお、特別指導監査を実施する場合には、必要に応じて、所管課職員、更には福祉部内各課職員を加え、万全の体制で行うものとする。

(5) 講評等の実施

指導監査の開始に当たって、立会者の法人関係者に対して、指導監査への理解と協力が得られるようにあらかじめ指導監査の趣旨等について説明を行う。

また、指導監査終了後、法人の関係者に対して講評を行うが、指導監査の結果、認められた問題点については、その内容及びその是正改善方策等について十分説明し理解を求め、後日文書をもって通知する旨を伝え、併せて関係者からの意見、要望等を聴取する。

4 指導監査結果の処理

(1) 指導監査の復命

指導監査を実施した職員は、指導監査実施後、2週間以内に指摘事項及び問題点等の概要を復命（不祥事等については速やかに報告）するとともに、一月以内に法人の代表者に対し、文書（様式2）により指導監査結果を通知する。

(2) 指導監査結果に対する改善報告

社会福祉法人指導監査指摘事項是正改善報告書（様式3）の提出期限は、通知文書の施行日から一月以内（特に指定した事項については二月以内）とし、所管課で呈覧のうえ保管する。

(3) 指導監査結果の取りまとめ

指導監査結果を集約し、今後の指導及び指導監査に資するものとする。

5 その他

法令違反等運営に特に大きな問題が認められた場合は、上記にかかわらず、所管課長の判断により随時指導監査を実施する。

(1) 特定の個人等の独断による運営が行われている場合

- (2) 役員（評議員）の選任等の重要事項が未審議となっている場合
- (3) 法人事業と無関係な担保提供、理由のない高額な随意契約、資金の不正な外部流出等会計処理上の大きな問題が発生している場合
- (4) 改善報告書等において、虚偽又は著しい不正が認められた法人

(様式1)

第 号  
年 月 日

様

五所川原市長  
(公 印 省 略)

令和5年度社会福祉法人に係る指導監査の実施について（通知）

このことについて、貴法人の指導監査を下記のとおり実施しますので、貴職及び関係職員の出席方についてよろしくお願いいたします。

記

- 1 日時
- 2 指導監査事項
- 3 指導監査職員
- 4 指導監査根拠
- 5 その他

【担当】

五所川原市福祉部 課  
係

電話 0173-35-2111（内線 ）

FAX

(様式2)

第 号  
年 月 日

様

五所川原市長  
(公 印 省 略)

令和5年度社会福祉法人に係る指導監査の結果について (通知)

**(指摘事項がある場合)**

先般、貴法人の指導監査を実施したところ、別紙「指導監査結果一覧表」のとおり、改善を要する事項が認められました。

については、速やかに是正・改善の措置を講ずるとともに、その結果について年 月 日 ( ) までに、別紙「令和5年度社会福祉法人指導監査指摘事項是正改善報告書」(様式3)により報告してください。

なお、報告に当たり講じた措置を証明する資料がある場合には、その写しを添付してください。

また、今回の指導監査の結果については、貴職から関係職員に速やかに周知するとともに、次回理事会に報告してください。

**(指摘事項がない場合)**

先般、貴法人の指導監査を実施したところ、改善を要する事項が認められませんでした。

今後とも、より一層法人運営の向上に努められるようお願いします。

**【担当】**

五所川原市福祉部 課  
係

電話 0173-35-2111 (内線 )

FAX

(様式 2 別紙)

社会福祉法人指導監査結果一覧表

実施年月日	令和	年	月	日
主な施設の種別				
主な施設の名称				
法人名称				

項目	現状及び問題点	指導・指摘事項

(様式3)

年 月 日

五所川原市長

(所在)  
(名称及び代表者氏名)

令和5年度社会福祉法人指導監査指摘事項是正改善報告書

指摘事項	是正改善状況の内容及び実施時期等

(別表1)

令和5年度五所川原市所管社会福祉法人指導監査実施日程(予定)

項番	法人名称	所在地	監査実施年月
1	五所川原市社会福祉協議会	字鎌谷町 502 番地 5	令和6年 1月
2	社会福祉法人 叶福社会	金木町芦野 363 番地 58	令和5年 1 1月
3	社会福祉法人 三好厚生会	大字鶴ヶ岡字川袋 26 番地	令和5年 1 0月
4	社会福祉法人 さかえ会	大字湊字船越 224 番地 3	令和5年 1 1月
5	社会福祉法人 菘桴会	大字藻川字川袋 281 番地 58	令和5年 1 1月
6	社会福祉法人 すわん	脇元磯辺 365 番地 1	令和5年 1 0月
7	社会福祉法人 智巧会	大字姥菴字桜木 424 番地 1	令和5年 1 1月

※この日程は計画策定時の予定であり、実際の実施日程は変更となる場合があります。